公益社団法人宮崎県農業振興公社役員報酬等規程

公益社団法人宮崎県農業振興公社

公益社団法人宮崎県農業振興公社役員報酬等規程

（目　的）

第１条　この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第89条及び第 105条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第５条第13号並びに定款第26条の規定に基づき、役員の報酬等の基準について定めることを目的とする。

（報酬等の種類）

第２条　役員の報酬等は、常勤役員（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第２条の規定により宮崎県から派遣された常勤役員（以下「県派遣役員」という。）を除く。以下同じ。）にあっては報酬、期末手当とする。非常勤役員にあっては、日額報酬とする。

２　常勤役員には、通勤手当を支給する。

（報酬等の額の決定）

第３条　役員の報酬等の総額は、別表１「年額報酬総額」に定める範囲内とし、常勤役員の報酬月額は、別表2「常勤役員の報酬額」、非常勤の理事及び監事の報酬日額は、別表3「非常勤役員の報酬額」に掲げる額とする。

（期末手当及び通勤手当）

第４条　常勤役員の期末手当及び通勤手当の額は、公益社団法人宮崎県農業振興公社職員給与規程（平成２４年４月１日定め。以下「給与規程」という。）の適用を受ける職員の例により計算した額とする。ただし、給与規程第19条第３項中「100分の125」とあるのは「100分の117.5」とする。

２　前項本文の場合において、期末手当基礎額は、報酬月額に別表4「役員加算」で定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。

（県派遣役員）

第５条　県派遣役員の報酬等については、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）を適用する。

（支　給）

第６条　この規程に定めるもののほか、役員の報酬、期末手当及び通勤手当の支給については給与規程の適用を受ける職員の例による。

（端数の処理）

第７条　この規程により計算した金額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り

捨てるものとする。

（公　表）
第８条　この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第２項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改　正）
第９条　この規程の改正は、総会の決議により行うものとする。

（委　任）
第10条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則
この規程は、平成２年４月１日から施行する。

附　則
この規程は、平成２年12月28日から施行し、平成２年４月１日から適用する。

附　則
この規程は、平成５年５月28日から施行し、平成５年４月１日から適用する。

附　則
この規程は、平成７年３月27日から施行し、平成６年10月１日から適用する。

附　則
この規程は、平成９年３月28日から施行し、平成８年10月１日から適用する。

附　則
（施行期日）
１　この規程は、平成10年１月１日から施行する。
（経過措置）
２　平成10年３月に支給される常勤役員の期末手当に関する第４条の適用については、その例によることとされる給与規程第19条第３項中「100分の55」とあるのは「100分の50」とする。

附　則
この規程は、平成10年１月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成15年４月１日から施行する。ただし、第４条の改正規定及び別表を改める改正規定は、平成14年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規程（前項ただし書に規定する改正規定は除く。）による改正前の第５条の規定は、平成15年４月１日（以下「施行日」という。）前の退職に係る退職手当について適用する。

3　施行日前から常勤役員である者が施行日以後も引き続き在職する場合においては、施行日前日に退職したものとみなして、従前の例により退職手当を支給するものとする。

附　則

この規程は、平成16年１月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成17年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成19年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成20年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成21年12月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成22年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成22年12月１日から施行する。

附　則

この規程は、公益社団法人宮崎県農業振興公社の設立登記のあった日（平成24年４月１日）から施行する。

附　則

この規程は、平成26年４月１日から施行する。

附　則

この規程は平成29年６月26日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附　則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、令和元年6月25日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附　則

この規程は、令和2年6月25日(令和２年度定時社員総会承認)から施行する。

附　則

この規程は、令和３年12月27日(令和3年度臨時社員総会承認)から施行し、令和3年12月1日から適用する。

附　則

この規程は、令和4年4月1日(令和3年度臨時社員総会承認)から施行する。

附　則

この規程は、令和４年６月27日(令和4年度定時社員総会承認)から施行し、令和４年４月1日から適用する。

別　表

1　年額報酬総額（第３条関係）

職　　名	報酬年額
理　　事	１５，９１２千円
監　　事	１２６千円

2　常勤役員の報酬額（第３条関係）

職　　名	報酬月額
理 事 長	３５９，６００円
副理事長	３５９，６００円
常務理事	２９１，２００円

備考　この表の規定にかかわらず，在任２年を超える役員については、表の金額に月額　４，０００円を加算した額とする。

3　非常勤役員の報酬額（第３条関係）

職　　名	報酬日額
理　　事	１０，５００円
監　　事	１０，５００円

4　役職加算（第４条関係）

職　　名	加算割合
理 事 長	１００分の１５
副理事長	１００分の１５
常務理事	１００分の１０